

令和3年度 第2回 群馬県在籍型出向等支援協議会 次第

令和4年2月18日(金)

14時00分から15時30分

(Zoomによるオンライン会議)

1 開 会

2 職業安定部長あいさつ

3 議 事

(1) 群馬県内の雇用情勢《資料1》

(2) 雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給状況について《資料2》

(3) 群馬県内の在籍型出向支援に係る取組状況及び好事例について《資料3》

(4) 産業雇用安定助成金について《資料4》

(5) 各団体等における在籍型出向に係る取組事例等について《資料5》

群馬県

経済産業省

(6) 在籍型出向に係る意見交換及び全体に係る質疑

4 閉 会

令和３年度 第２回 群馬県在籍型出向等支援協議会

資料一覧

《資料１》 雇用情勢等のご報告

- 《資料２》
- 1 群馬県内における雇用調整助成金等の申請状況
 - 2 令和４年３月までの雇用調整助成金の特例措置等について
 - 3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間等の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

《資料３》 産業雇用安定センターについて

- 《資料４》
- 1 「産業雇用安定助成金」の計画届受付実績等
 - 2 「産業雇用安定助成金」のご案内

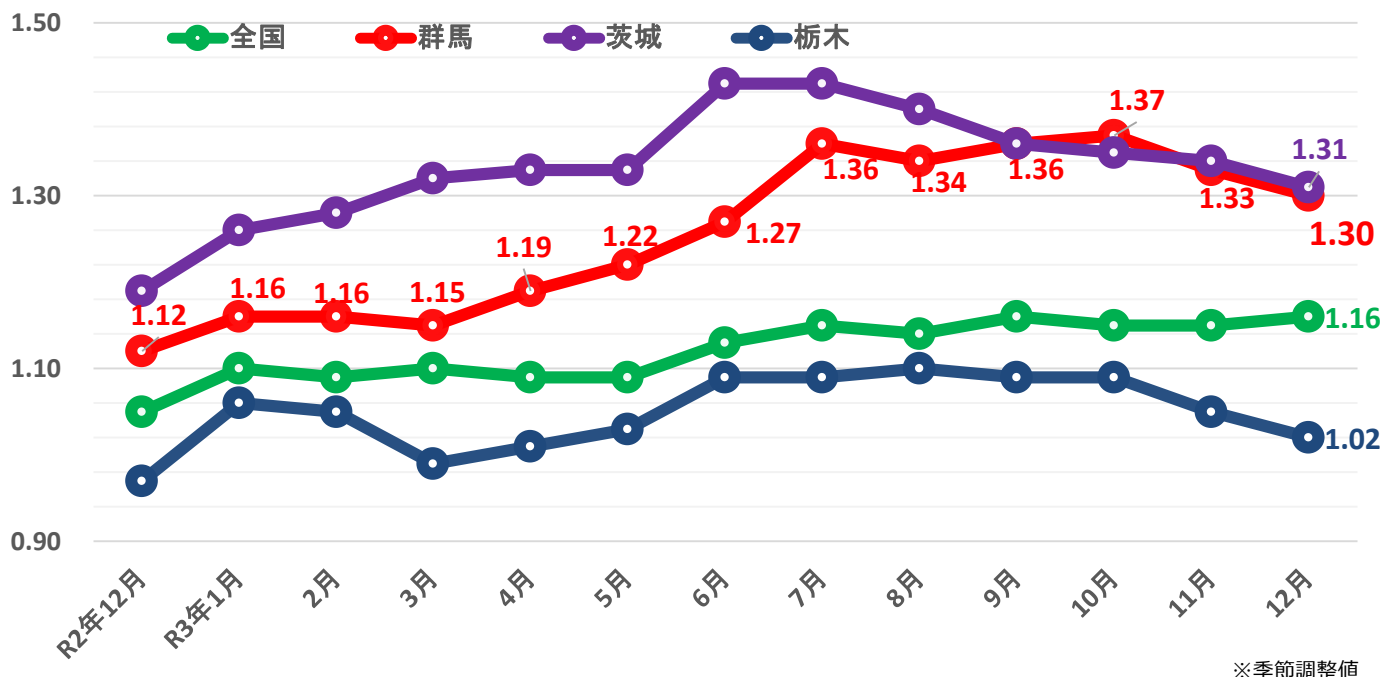
- 《資料５》
- 1 群馬県：在籍型出向による雇用維持支援 体系図
 - 2 経済産業省：在籍型出向等支援の取組等について

《参考資料》

- マンガでわかる！在籍型出向
- 在籍型出向に係る連携・支援スキーム
- 産業雇用安定助成金ガイドブック

有効求人倍率 推移

👉 求人が求職を上回って推移しているものの、引き続き新型コロナウイルス等の雇用へ影響について、注視が必要。



		前年同月比	
有効求人数	35,931人	13.9%	8月連続
有効求職者数	24,942人	▲2.4%	6月連続
新規求人数	12,390人	18.5%	9月連続
新規求職者数	4,717人	0.0%	2月連続

新規求人数（産業別）		前年同月比
全産業		12,390人 18.5%
主な産業	建設業	1,251人 14.1%
	製造業	2,238人 48.3%
	情報通信業	112人 4.7%
	運輸業・郵便業	605人 31.2%
	卸売・小売業	1,932人 18.7%
	宿泊業・飲食サービス業	646人 7.0%
	医療・福祉	3,250人 13.3%
	サービス業	1,005人 21.8%

(ポイント)

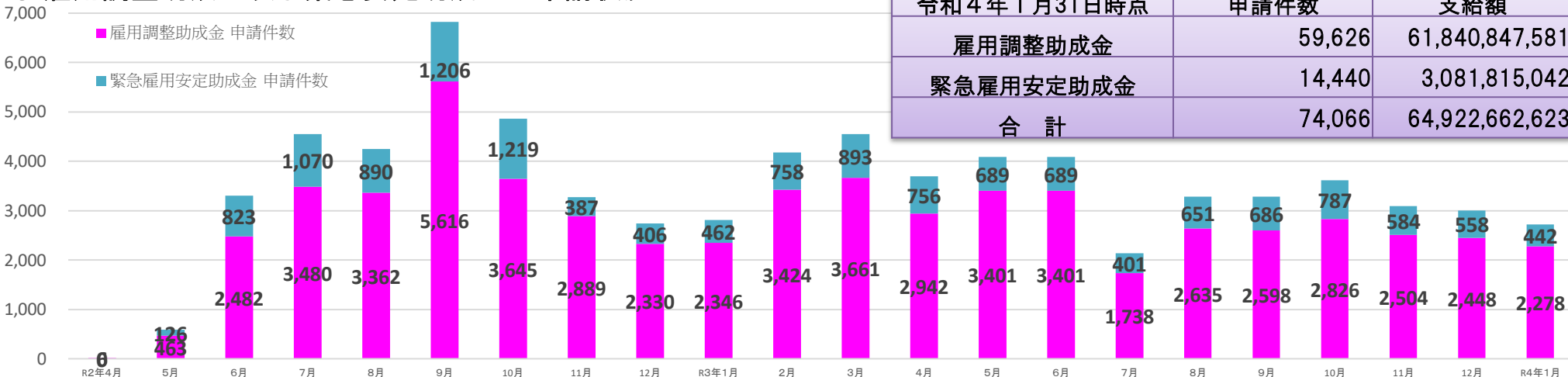
- 有効求人倍率【季調値】は1.30倍。前月から▲0.03ポイント減少。2ヶ月連続の減少。
- 新規求人倍率【季調値】は2.40倍。前月より+0.52ポイント増加。
- 求人数は、前年同月と比較して有効・新規とも増加。求職者数は、有効求職数は6ヶ月連続減少、新規求職者数はほぼ前年同月と同数であるが2ヶ月連続の増加。
- 製造業は前年同月比で+48.3%、実数で+729人増加。緊急事態宣言解除後であり、社会経済活動再開の期待から、受注量増加を見込んだことによる新規又は増員の求人をいただいたことなどが主な要因。
- 宿泊・飲食サービス業は前年同月比で+7.0%、実数で+42人増加。キッチンや接客スタッフのほか、新規店舗オープンのための求人など飲食関係を中心に求人をいただいたことが主な要因。宿泊業については、年末年始の対応のための臨時求人をいただいた。

群馬県内における雇用調整助成金等の申請状況

- 令和3年11月以降、申請件数が逡減しているが、半導体などの自動車部品の供給不足に加え、オミクロン株の感染急拡大により、製造業のほか、再び宿泊・飲食サービス業からの申請増加が見込まれる。

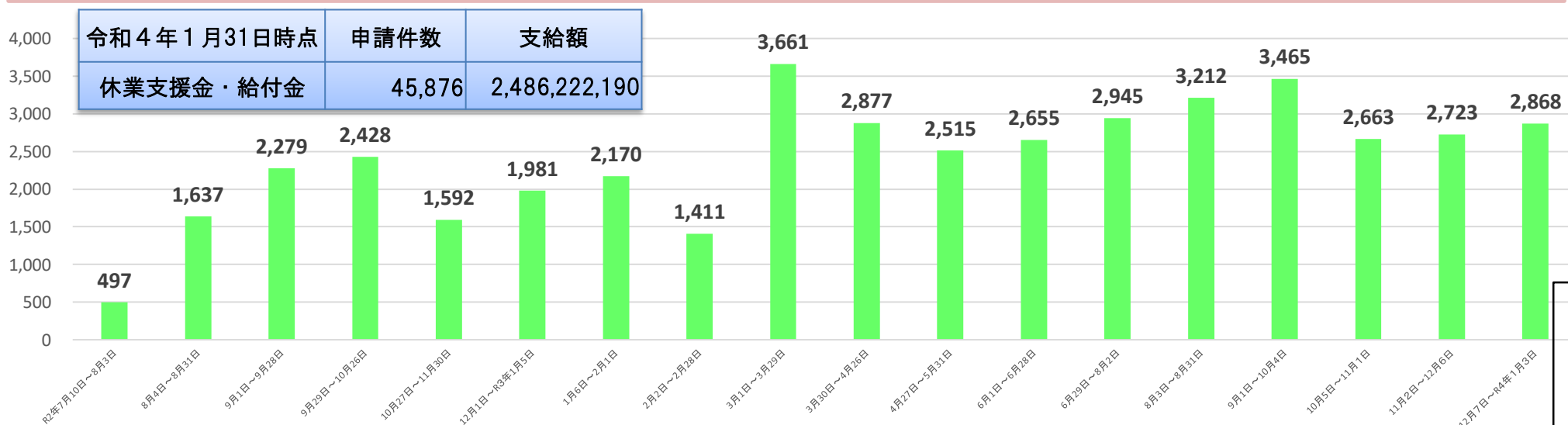
○ 雇用調整助成金及び緊急安定助成金の申請状況

令和4年1月31日時点	申請件数	支給額
雇用調整助成金	59,626	61,840,847,581
緊急雇用安定助成金	14,440	3,081,815,042
合 計	74,066	64,922,662,623



○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請状況

- 月3,000件弱の申請で推移。引き続き、短時間労働者(20時間未満/週)からの申請が多い状況。



令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

業況の再確認



令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります。**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年3月31日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、**令和3年1月8日以降**の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031221企01

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

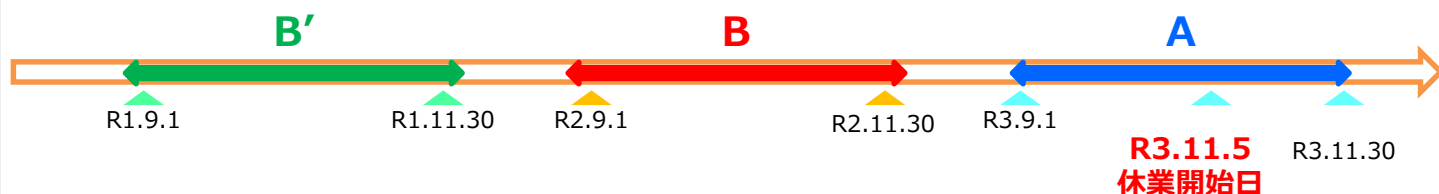
（ア）判定基礎期間の初日が**令和3年12月31日以前**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



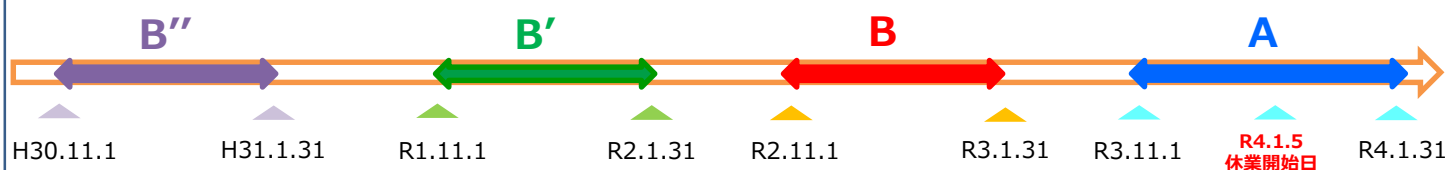
（イ）判定基礎期間の初日が**令和4年1月1日以降**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年1月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の**再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります。**

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

(1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

(2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

労働者・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間等の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

申請対象期間等の延長について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、
申請対象期間及び申請期限が延長となりました。

	申請対象期間	申請期限
中小企業	令和2年10月～令和3年3月	令和3年12月31日（金） ※終了
	令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
	令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）
大企業	令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金） ※終了
	令和3年1月8日～3月	
	令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
	令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

【注意点】（中小企業、大企業共通）

- 1日当たり支給上限月額8,265円（令和3年4月までは11,000円／令和3年12月までは9,900円）
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和3年5月～令和4年3月分の場合でも、支給上限月額が11,000円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：12月の休業であれば1月1日から申請可能）
- 郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は申請期限内に申請内容を送信する必要があります。

【中小企業にお勤めの場合の注意点】

- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
 - ・ 令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる方（☆）
 - 令和3年12月31日（金）までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
 - ・ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
 - 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

（☆）・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
 ・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
 ・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方。

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含みます。対象都道府県については、裏面に記載の厚生労働省HP特設サイト中の「新型コロナウイルス感染対応休業支援金・給付金」のご案内リーフレットをご確認ください。



緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月～12月	令和4年1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額：11,000円	8割 上限額：9,900円	8割 上限額：8,265円
	地域特例	—	8割 上限額：11,000円	8割 上限額：11,000円
大企業	原則的な措置	8割（※） 上限額：11,000円	8割 上限額：9,900円	8割 上限額：8,265円
	地域特例	—	8割 上限額：11,000円	8割 上限額：11,000円

（※）なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

地域特例の対象となる期間及び区域

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和4年3月31日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15



産業雇用安定センターについて



応援します、頑張るあなたの新職場!!



産業雇用安定センターについて

プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、1987年（昭和62年）

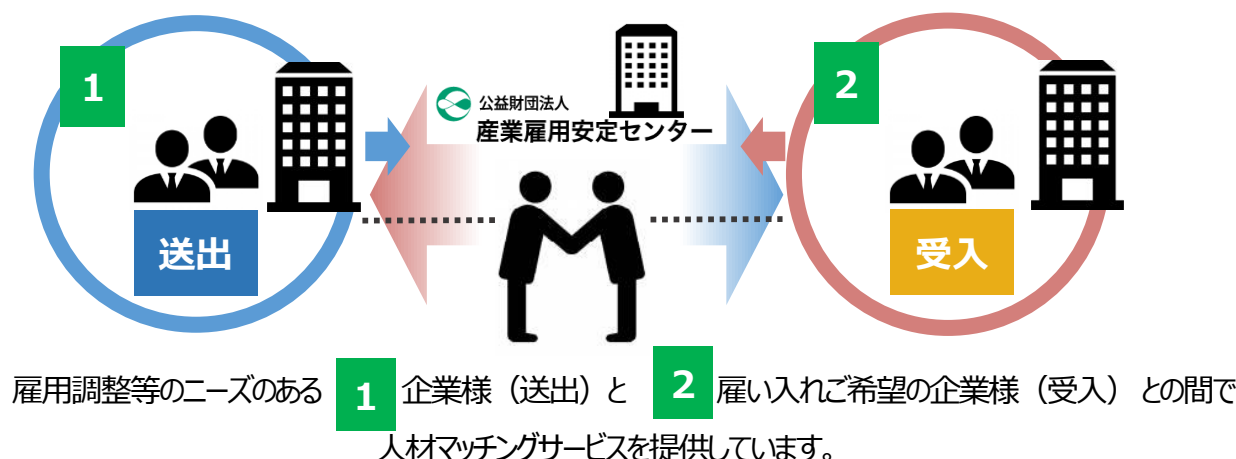
3月に当時の **労働省、日経連、産業団体**※などが協力して **失業なき労働移動** を支援する **公的機関** として設立されました。

以来、厚生労働省、経済・産業団体や連合（労働組合）などとの密接な連携のもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける「**人材の橋渡し**」の業務を **無料** で実施しています。

※ 基本財産出捐団体

一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本鉄鋼連盟
電気事業連合会
一般社団法人 全国銀行協会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 セメント協会
日本化学繊維協会
日本製紙連合会
日本石炭協会
日本紡績協会
一般社団法人 日本民営鉄道協会
一般社団法人 日本船主協会



一目でわかる産業雇用安定センター

厚生労働省と
経済産業団体が協力

雇用の
セーフティ
ネット
として設立した
公的機関

再就職・出向の実績

約 **22万** 人

幅広い業種の企業出身者
が担当

約 **500人**
のコンサルタント

専任コンサルタントが
寄り添ってサポート

**マンツーマン
対応**

質の高い求人情報

企業訪問
による
求人開拓

地域ネットワークによる
多様な求人

地元企業
公的機関
からの独自求人
多数あり

全国47都道府県事務所
のネットワーク

**UIターン
対応**

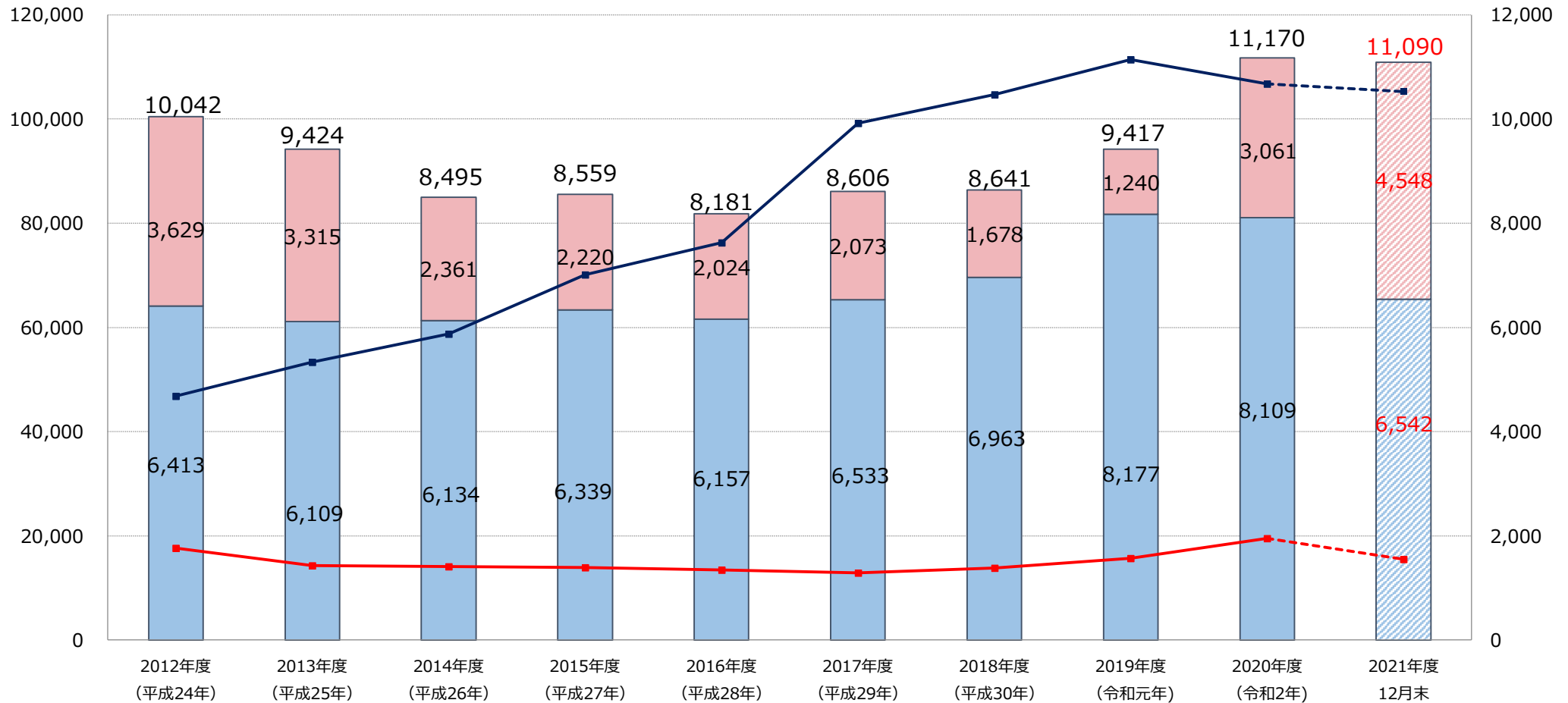
企業様・個人の方の
再就職・出向にかかる費用

無料

出向・移籍の実績の推移

受入・送出情報（人）

成立数（人）



出向成立	3,629	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061	4,548
移籍成立	6,413	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109	6,542
成立合計	10,042	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170	11,090
受入情報	46,858	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727	105,268
送出情報	17,664	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489	15,494

※2021年度の数値は速報値であり、今後、修正する場合がある。

送出企業：在籍型出向を活用し、一時的に社員を出向させて雇用維持を図りたい企業

在籍型出向支援等協議会

労使団体、金融機関、社労士会、労働局ほか行政機関など

送出情報の収集

産業雇用安定センター

STEP1: 情報収集

事業所訪問により具体的な送出情報・受入情報を収集

受入情報の収集

マッチング

STEP2: 企業間面談

送出企業と受入企業との間で、出向に係る諸条件について事前に話し合いの場を設定。
(助成金の周知と活用勧奨)

マッチング

【社内手続】

- ✓ 出向期間や出向期間中の賃金・労働時間等の労働条件等の明示
- ✓ 出向対象労働者の選定・募集
- ✓ 出向対象労働者の同意や労働組合との合意
- ✓ 就業規則等に出向規定を整備 など

STEP3: 職場見学

出向元企業の人事労務担当者、出向対象労働者や労働組合に、受入企業の職場や職務内容、勤務時間の実態などの職場見学会を設定

職場見学

STEP4

出向契約の締結

- ✓ 出向期間や職務内容の規定
- ✓ 賃金負担などの取り決め
- ✓ 勤務時間や時間外労働など労働条件の明確化
- ✓ 社会保険等の取扱い など

STEP5

出向の開始

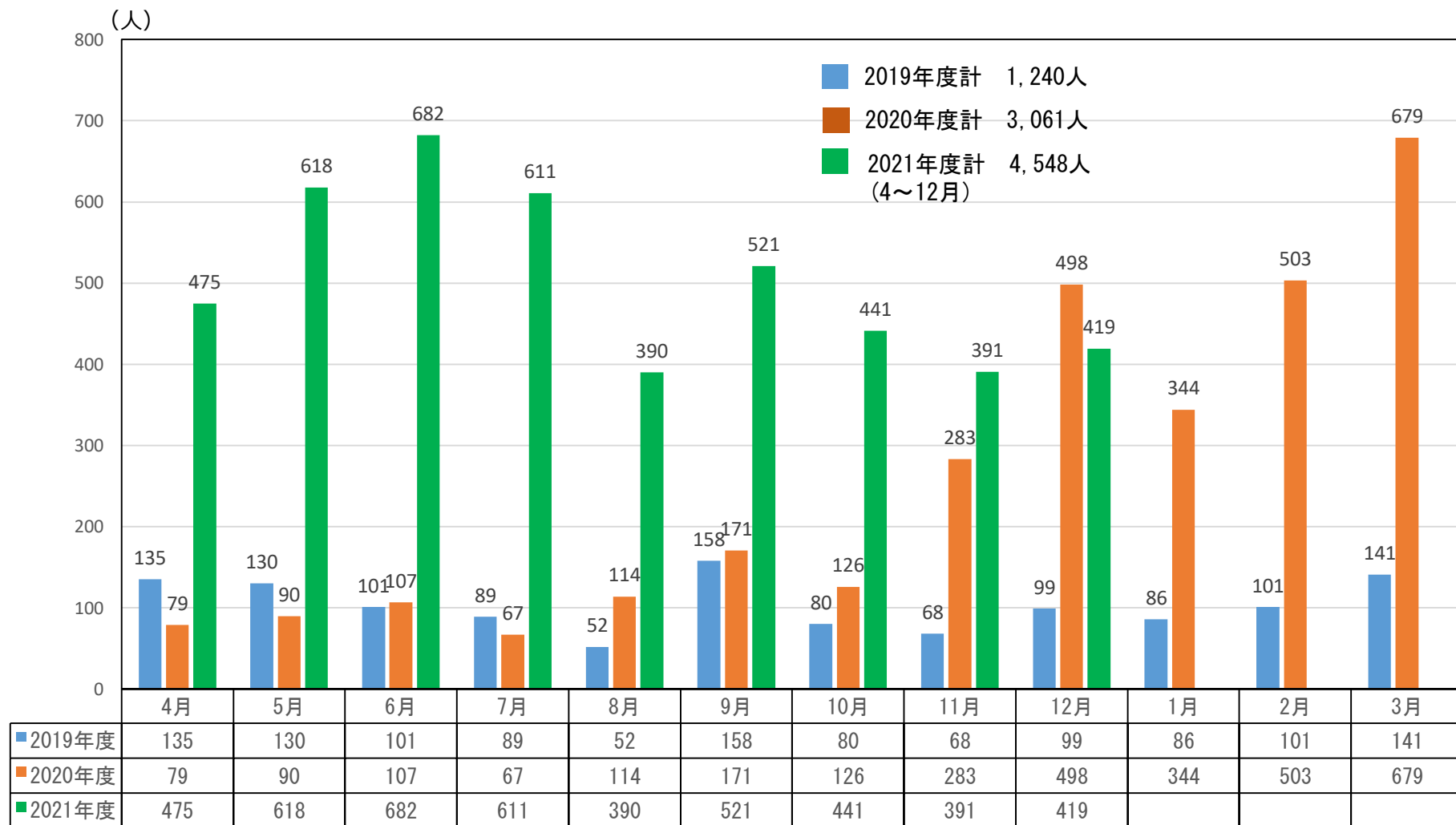
STEP6

フォローアップ

出向元企業や産業雇用安定センターによる継続的なフォローアップ

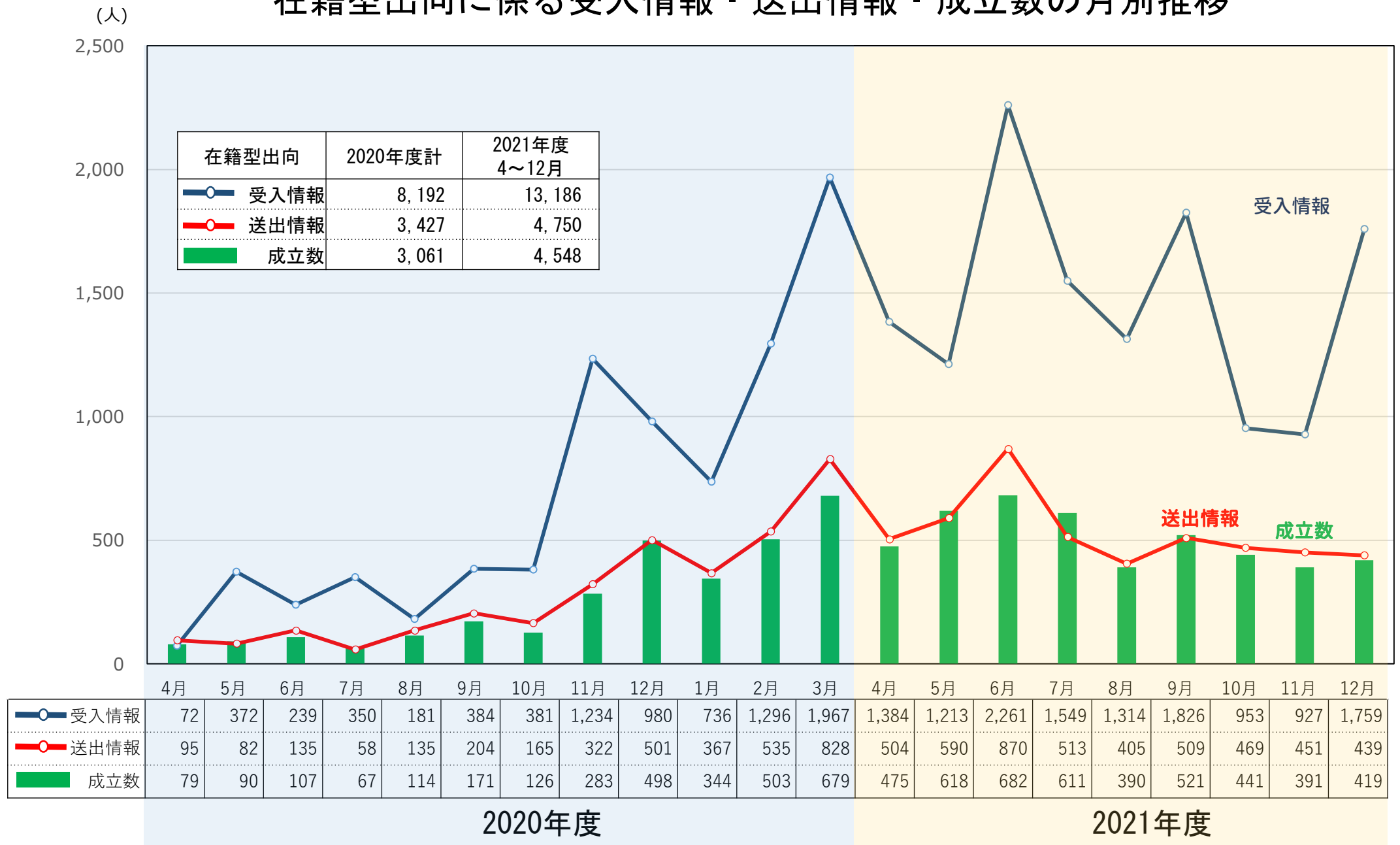
受入企業：在籍型出向を活用して、一時的に人材を確保したい企業

在籍型出向の月別成立数の推移（2019年度～2021年度）



注）2021年度の各月の数字は速報値であり、今後修正する場合がある。

在籍型出向に係る受入情報・送出情報・成立数の月別推移



※2021年度の数値は速報値であり、今後、修正する場合がある。

- 2021年4月～12月の出向成立数は4,548人（前年度通期は3,061人）
- 送出業種で多いのは、H 運輸・郵便業で1,632人、E 製造業で1,381人、次いで、N 生活関連サービス業で687人
- 受入業種で最も多いのは、E 製造業で1,774人、次いでR サービス業（他に分類されないもの）で915人、I 卸売・小売業527人
- 異なる業種間で成立した割合は、71.2%（前年度通期は49.5%）

送出業種 受入業種	ABC 農業・ 林業、 漁業、 鉱業等	D 建設業	E 製造業	F 電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	G 情報通 信業	H 運輸・ 郵便業	I 卸売・ 小売業	J 金融 業、保 険業	K 不動産 業、物 品質貸 業	L 学術研 究、専 門・技 術サー ビス業	M 宿泊 業、飲 食サー ビス業	N 生活関 連サー ビス業、 娯楽業	O 教育、 学習支 援業	P 医療、 福祉	Q 複合 サービ ス事業	R サービ ス業(他 に分類 されない もの)	ST 公務、 その他	総計 (人)
ABC 農業・林業、漁業、鉱業等			3			28	4	4			3	3			17	2		64
D 建設業			12	4		14	4					8				3		45
E 製造業	1	23	1,164		2	379	37			52	38	43			15	20		1,774
F 電気・ガス・熱供給・水道業						2												2
G 情報通信業			8		2	82	5		1	5	13	110				35		261
H 運輸・郵便業			54			29	1					5				1		90
I 卸売・小売業			57			256	14			10	54	131				5		527
J 金融業、保険業						5	15			1		7				1		29
K 不動産業、物品賃貸業	1		3			1	2		1		1	4				1		14
L 学術研究、専門・技術サービス業			9			103	27		5		20	113	1			30		308
M 宿泊業、飲食サービス業						44	6				83	13						146
N 生活関連サービス業、娯楽業	1					6				1	10	1			5	7		31
O 教育、学習支援業			3			37	2				1	9	2					54
P 医療、福祉			5			151	3				4	15	2			4		184
Q 複合サービス事業	8		11			39					3							61
R サービス業(他に分類されないもの)	1	3	52			450	19			7	181	188				14		915
ST 公務、その他						6						37						43
総 計 (人)	12	26	1,381	4	4	1,632	139	4	7	76	411	687	5	0	37	123	0	4,548

感染症の影響を受けた企業の在籍出向を活用した雇用維持の具体例

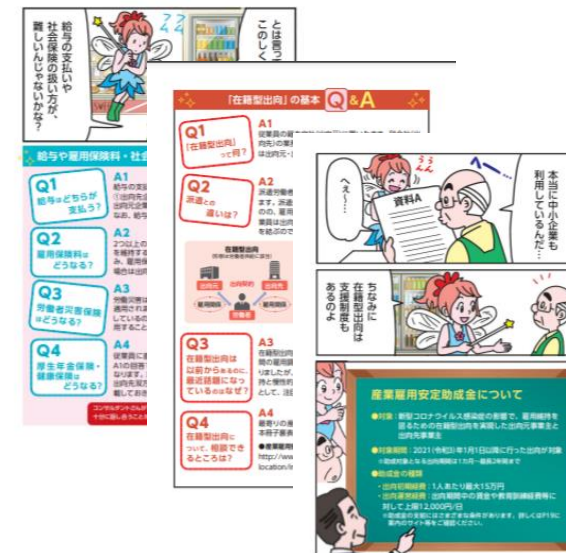
2022.1.7

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1	医薬品小売業 (調剤薬局)	コロナ禍で病院離れが進んでおり、利用者も大きく減少している。薬剤師のほか、栄養指導を行うため複数の管理栄養士を雇用しているが、稼働の機会が少ない。特に、昨年4月に新卒採用した管理栄養士の教育訓練の機会がないので、医療機関等への在籍型出向によりキャリアを積ませられないが。	一般診療所 (こどもクリニック)	小児科診療を行っている。特に、小児肥満など栄養指導は不可欠ではあるものの、管理栄養士の人材確保に苦慮している。求人を出しているが、そもそも有資格者が見つからない。そのため、出向でも良いので受け入れたい。出向期間は12月。	1
事例 2	建築工事業	鉄筋工事や溶接等の事業を行っている小規模な会社。現在はコロナ禍の影響により受注がほとんどないが、3月からは施工の予定があるので、56歳から69歳のベテラン従業員の雇用を出向で当面維持したい。体力面である程度配慮してもらえる出向先を探してほしい。	化学製品製造業 (ユニットバス製造)	ユニットバスの開発・製造を行っており、国内シェアは高い。3月まではフル生産体制となり人手が圧倒的に足りないが、一時的な需要であるので新たに従業員として採用することは考えられない。高齢者でもできる仕事もあるので、出向として受け入れたい。出向期間は2月。	3
事例 3	旅行業 (グランドハンドリング業)	旅行商品の企画販売のほか、地方空港のグランドハンドリング業務も行っているが、空港業務が雇用過剰の状況なので、グループ内企業への出向を考えたい。グループ企業とは言っても業種が全く異なり、これまでの人的交流はないので産雇センターに仲介を依頼した。出向対象労働者から同意を得るとともに、全従業員に対し出向を活用することを説明した。ハローワークの助成金担当と産雇センターが同席して何度も説明してもらった。	電子部品製造業 (半導体部品の製造)	半導体部品の受託生産を行っており業績は堅調である一方で人手不足に窮している。ハローワークや産雇センターに求人を出しても充足できない。グループ内で雇用過剰となっている企業もあるので、出向を活用して人材確保をしたい。出向期間は12月。	1
事例 4	宿泊業 (寺院の宿坊)	寺院の宿坊を運営しているが、冬場で予約が少ないことに加え、コロナ禍によるダメージが大きい。部屋室担当の従業員の雇用を守るために在籍型出向について産雇センターに相談したところ、他県ではあるが老舗の高級旅館を提案された。従業員の教育訓練にもなる考え本人に打診したところ了解を得た。	宿泊業 (老舗旅館)	冬季は特産のカニのシーズンであり3月まで予約が集中しているが、従業員の確保が例年以上に困難な状況。そのため、出向による受け入れを産雇センターに相談したところ、他県からの出向受入を打診された。出向対象者のための寮も準備するので受け入れたい。出向期間は3月。	1
事例 5	旅行業	海外旅行需要が当分見込めないが、アフターコロナを見据えて従業員の雇用は維持したいので在籍型出向を活用したい。送り出しに当たっては、業務内容に親和性があり、現在の労働時間と休日・休暇、シフト勤務なしを前提に出向先を探してもらいたい。	コールセンター	出向元企業の旅行業が希望する諸条件を十分調整し受入れることとなった。併せて、出向元企業の人事評価制度に基づき出向者に対する評価を依頼されたが、非常に優れた制度を運用しており、ぜひ自社でも同様の人事評価制度を導入したい。出向期間は12月。	13
事例 6	クリーニング業	専門的なクリーニングを行っており全国からのニーズに対応しているが、コロナ禍に加え最近の原油高で経営環境は厳しい。高度な技術水準を有する従業員の雇用はぜひ維持したい。近隣地域で親和性があり新たな技術習得に役立つような企業への在籍型出向を活用できないか。	織物業	地域特産の織物製品のひとつとしてクオリティの高いカーテンなどを、デザイン、染色、縫製、検品し出荷している。出向を活用することは初めてだが、プレス機など類似の機器操作など親和性はあると思う。これを契機として出向元企業との協業による新分野展開も考えていきたい。出向期間は4か月。	1
事例 7	宿泊業 (観光ホテル)	コロナの感染状況は減少しているものの、県外からの観光客がコロナ前の水準まで戻るまでは当分時間がかかりそう。特にレストラン部門の利用客が減少しているので、在籍型出向を活用して雇用を維持したい。産雇センターに相談したところ、複数の出向先候補企業を提案してもらった。	スポーツ施設提供業 (ゴルフ場)	県内の山間部でゴルフ場を経営している。コロナで県外からの利用客が大きく減少した反面、県内利用客が大きく増加しており人手が足りない。レストラン部門の責任者を採用したいが、山間部に所在しており求人を出しても採用できないので、出向受入により急場をしのぎたい。出向期間は6月。	1
事例 8	鉄道業	コロナの影響で車両運行本数を減らしているため、車掌などの乗務員が過剰雇用となっている。産雇センターから介護福祉施設への出向の提案があり、社員から「手上げ方式」により希望者を募った。	老人福祉・介護事業	出向で受け入れる場合は最低でも1年を希望。鉄道業からの受け入れに先立って、急遽、自治体と連携して介護職員初任者研修を1か月間みっちり実施し、7月から1年間受け入れることとなった。	6

初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子「**マンガでわかる！ 在籍型出向**」を配付し説明しており、センターや厚生労働省のHPでも提供しています。



(全24ページより抜粋)



出向・移籍の実績（群馬県・2021年度）

(1)出向・移籍支援業務

業務項目		実績	備考
企業訪問		2,539	12月までの実績
新規登録者数(人)	送出情報	172	12月までの実績
	受入情報	1,100	12月までの実績
成立数(人)	出向成立	16	在籍型出向 8人
	移籍成立	74	12月までの実績
	合計	90	

(2)人材育成(キャリアステップ) 型出向

成立数(人)	1	
--------	---	--

(3)高年齢者(60～70歳)キャリア人材バンク

新規登録者数(人)	50	20年度登録者数44人
成立数(人)	23	20年度成立者数10人

企業訪問及び状況確認

業務項目			実績	備考
企業訪問数			19社	
在籍型出向	問合せ	送出	5 社	問合せを頂き地区担当の出向等支援協力員が訪問し、産業雇用安定センターのリーフレットで概要を説明、合わせて在籍型出向のリーフレットで支援のプロセス概要を説明し利用を則すとともに理解を得た。尚、産業雇用安定助成金の制度説明及び窓口に関する情報も提供した。
		受入	19社	製造職希望 10 社、介護職 4 社、観光関連 3 社、その他 2 社内 14 社を地区担当の出向等支援協力員が訪問し、産業雇用安定センターの概要を説明し、在籍型出向のプロセス概要を説明し利用を則すとともにご理解頂いた。尚、産業雇用安定助成金の制度説明及び窓口に関する情報も提供した。
	実施見送り		5 社	人事担当者から問合せを受けて地区担当の出向等支援協力員が企業を訪問し、在籍型出向のプロセス概要を説明し利用を則した。出向の内容を確認するとグループ企業間の出向とのことであったが、契約書のひな型等も提供した。産業雇用安定助成金についてのご質問があった為、制度の説明をして、窓口に関する情報も提供した。
				企業経営者からの問合せが有り地区担当の出向等支援協力員が訪問し内容を確認した。取引企業からの部品供給が不安定で生産が安定しない為、在籍型出向を検討したいとのことであった。プロセス概要を説明しご理解を得て、受入希望企業様を紹介すべく準備していたところ、取引企業からの部品供給が再開し安定して来た為見送りとなった。

在籍型出向制度のプレゼン実績（群馬県）

	関係機関	実施内容
事例1	社会保険労務士協会様	会員企業様へ配布をする為リーフレットの提供要望を頂き、600部提供させて頂いた。
事例2	群馬県商工会連合会様	オンラインによる会員企業様へのプレゼン依頼を受けて産業雇用安定センターの概要説明と在籍型出向制度についてのプレゼンをリーフレットを使用し、対象企業63社に30分程行った。
事例3	群馬県経営者協会様	群馬県経営者協会様から6地区（東毛・伊勢崎・桐生・前橋・西毛・北毛）の地区懇話会に於いてプレゼンの要請を頂いた。北毛地区を除き参加企業様の代表者へプレゼンを実施した。 東毛地区 参加企業数12社（12名）伊勢崎地区 8社（9名） 桐生地区 23社（25名）前橋地区 21社（23名） 西毛地区 28社（28名） 各地区とも30分程の時間を頂き、産業雇用安定センターの概要及び在籍型出向のリーフレット及びまんがで判る在籍型出向の小冊子を提供し、プロセスの概要を説明し、ご理解を得た。

在籍型出向の実績（群馬県）

	関係機関	実施内容
事例4	商工会議所様	地区担当の出向等支援協力員が、各商工会議所を訪問し、在籍型出向のプロセス概要等について説明を実施した。合わせて会員企業様への展開をお願いした。内、高崎商工会議所様・桐生商工会議所様からまんがで判る在籍型出向の小冊子提供のご要望を頂き各 50 部提供させて頂き会員企業様への展開をお願いした。
事例5	賛助会員企業	在籍型出向のリーフレット・まんがで判る在籍型出向小冊子・産業雇用安定助成金のリーフレット等を訪問時に制度についての説明を実施するとともに産業雇用安定助成金のご案内及び窓口情報を提供した。対象企業数約 200 社
事例6	群馬県労働政策課様	受入希望企業様情報を受入情報統一シートにて展開頂いた。 製造業 1 社 医療・福祉・介護 2 社 地区担当の出向等支援協力員が訪問し、産業雇用安定センターの業務概要と在籍型出向のプロセス概要を説明を実施した。全てが受入希望企業情報であった。内、製造業の企業様が求人情報を頂いた。

「産業雇用安定助成金」の計画届受付実績等

- 令和4年1月31日時点で9件（出向予定者数計：35人）の計画届を受理。
- 引き続き、雇用調整助成金を選択する事業所が多く、計画届の提出までには至っていないもののほか、出向予定者が出向先の勤務への不安から出向の同意を得ることが困難な場合もあり、実績は低調。
- 出向先への助成、出向初期経費の支給等、雇用調整助成金とは異なるメリットについて引き続き周知していく。

「産業雇用安定助成金」計画届 受付一覧

令和4年1月31日時点

No.	出向元	出向先	出向期間	期間	対象労働者	備 考
1	製造業	製造業	2021.4～2021.9 変更：期間延長 ～2022.3まで	6か月 1年	8人 2人追加	電気機器の製造・修理・販売等を事業としているが、新型コロナウイルスの影響で、受注の減少傾向が続く、雇用過剰になっている。今後も早期の回復も見込めないことから、同業種の事業所へ出向させ、雇用の維持を図りたい。
2	飲食業	小売業	2021.1～2022.5	1年5か月	3人	飲食店（居酒屋・ステーキ・しゃぶしゃぶ等）を多店舗運営しているが、新型コロナウイルスの影響で、休業や営業時間短縮を余儀なくされ、売上げが激減した。そうした中で、異業種ではあるが、在籍型出向により、雇用の維持を図りたい。
3	医療・福祉業	医療・福祉業	2021.5～2022.4	1年	1人	障害児童の療育支援事業を行っているが、新型コロナウイルスの蔓延により利用者が減少している。労働者の勤務意欲・士気の低下も懸念されるため、同業種の事業所に出向させ、雇用の維持を図りたい。
4	製造業	製造業	2021.5～2021.10 変更：期間延長 ～2022.8まで	6か月 1年3か月	2人 1人追加	自動車用部品の金型設計・製造を行っているが、受注量の減少により労働者を休業させたり、感染防止の観点からWebによるミーティングもおこなっているが、限界もあり雇用過剰になっている。労働者の勤務意欲を維持するためにも出向により雇用の維持を図りたい。
5	サービス業	サービス業	2021.6～2022.5 変更：期間延長 ～2022.9まで	1年 1年4か月	3人 3人追加	通訳業務を行っているが、コロナの影響で外国人が入国できず、業務が激減している。そのため、同業種の団体に出向させ、雇用の維持を図りたい。
6	製造業	製造業	2021.9～2022.8	1年	1人	3DCADによるパチンコ機器の機械設計事業を行っているが、供給過剰などにより新型コロナウイルスの影響で、さらに追い打ちをかけた状態となり、売上げが激減してしまっている。労働者の技術力、モチベーションの維持のためにも在籍型出向により、雇用の維持を図りたい。
7	製造業	サービス業 卸売業 卸売業	2021.11～2023.10	2年	3人 2人 2人	各種ブロックを製造しているが、新型コロナウイルスの影響で、個人住宅の外構（化粧ブロック等）や公共事業の受注が激減している。これまでは「雇用調整助成金」を利用してきたが、このままでは社員のモチベーションも下がる懸念もあるため、グループ会社への在籍型出向により雇用の維持を図りたい。
8	医療・福祉業	製造業	2021.11～2022.1	3か月	3人	障害福祉サービス事業を行っており、製造請負業務にて収益を得ていたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により受注が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた。在籍型出向により雇用の維持を図りたい。
9	サービス業	サービス業	2022.1～2022.3	2か月	1人	技能実習生の受け入れ事業を行っているが、新型コロナウイルスの影響により、本国にて待機している技能実習生の入国が制限されていることにより、新規実習生が入国できないため、売上げが減少している。同業種の事業所へ在籍型出向させ、雇用の維持を図りたい。

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



(ガイドブックはこちら)

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円／1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

出向計画届提出・要件の確認※2※5

出向の実施

支給申請※3※5・助成金受給※4

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います。）。

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに
出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

※5 計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。
【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：助成額比較(イメージ)



一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）	
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金	実質負担
9/10	1/10	9/10	1/10
3,240円	360円	7,560円	840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）	
雇用調整助成金	実質負担		実質負担
2/3	1/3		10/10
2,400円	1,200円		8,400円

申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

(公財) 産業雇用安定センターでは 「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を 無料で支援しています！

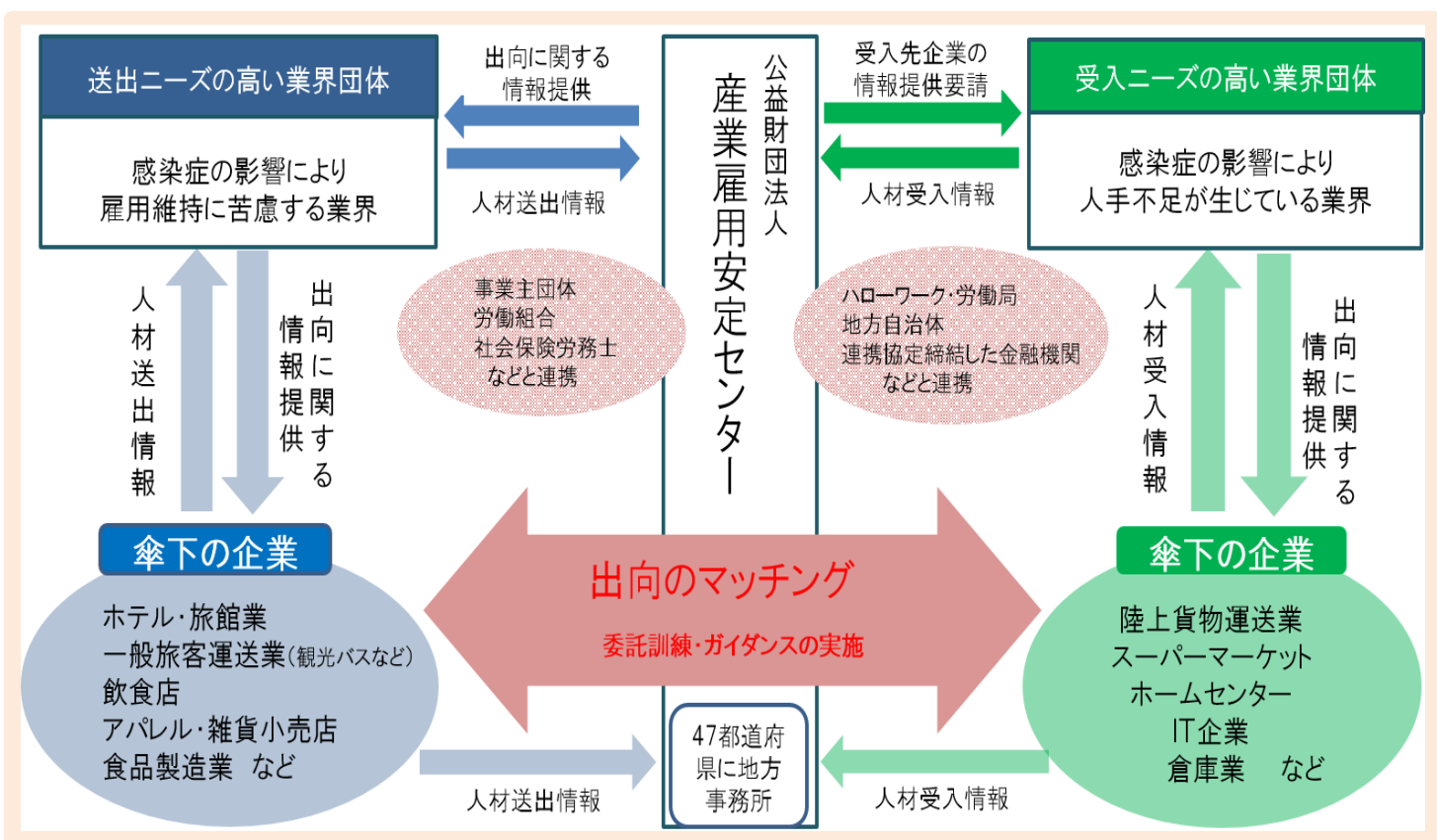
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**



感染症の影響で従業員の仕事がない。
雇用を維持するために一時的に他社
で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速
している。人員の確保が急務。



お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、
無料で企業からのご相談を承っています。

(公財) 産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



(産業雇用安定センターホームページ)

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業 → 貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

<企業規模：29人以下>

出向期間5か月
出向労働者2名



精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

<企業規模：29人以下>

事例2：旅館・ホテル業 → 食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

<企業規模：100人～299人>

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意図して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模：30人～49人>

事例3：航空運送業 → 卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。

<企業規模：1万人以上>

出向期間6か月
出向労働者14名



卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、店舗での販売員として出向で受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

<企業規模：5,000～9,999人>

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関 など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

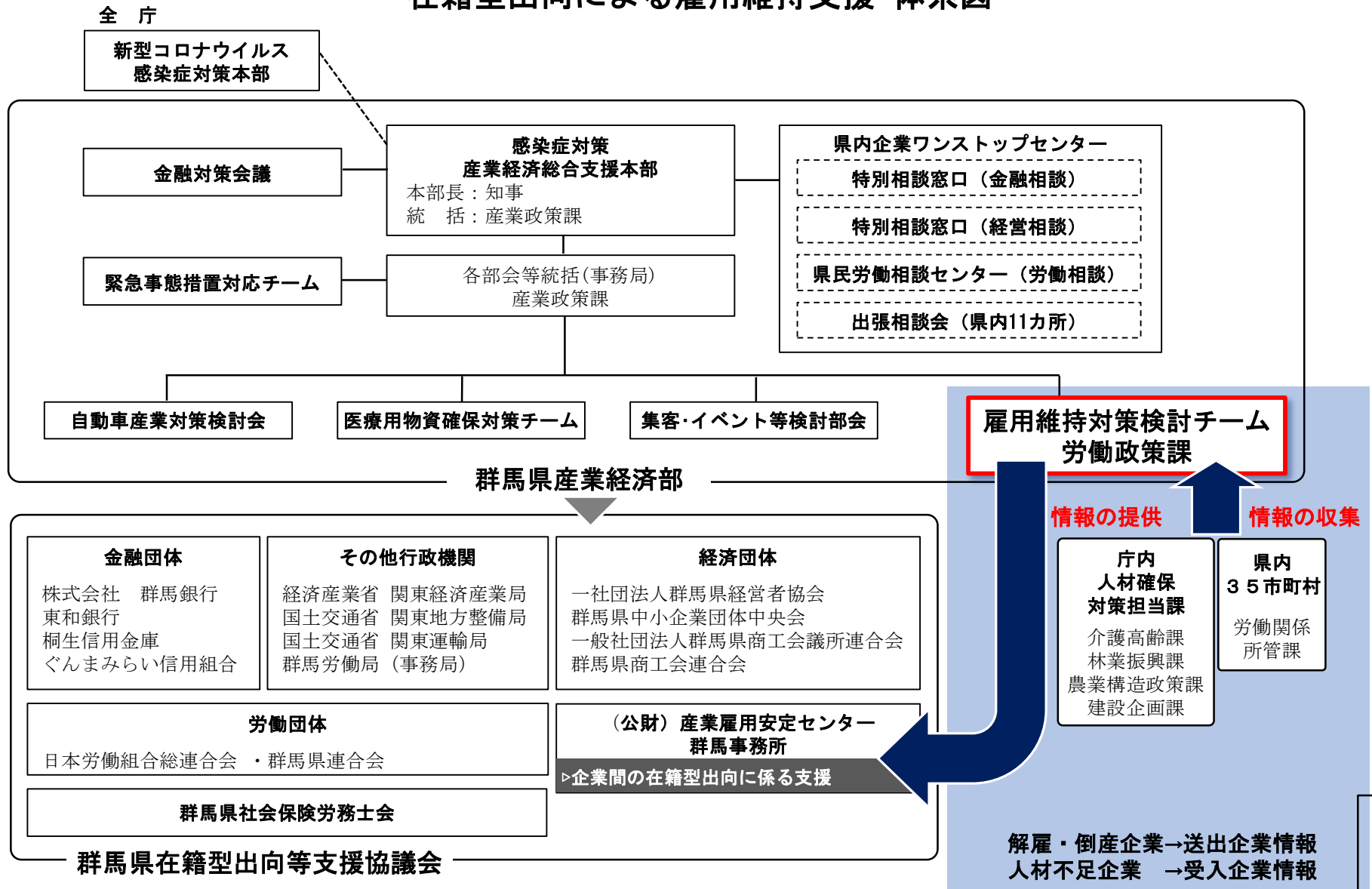
厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

- 具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- 各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。



（厚生労働省ホームページ）

在籍型出向による雇用維持支援 体系図



在籍型出向等支援の取組等について

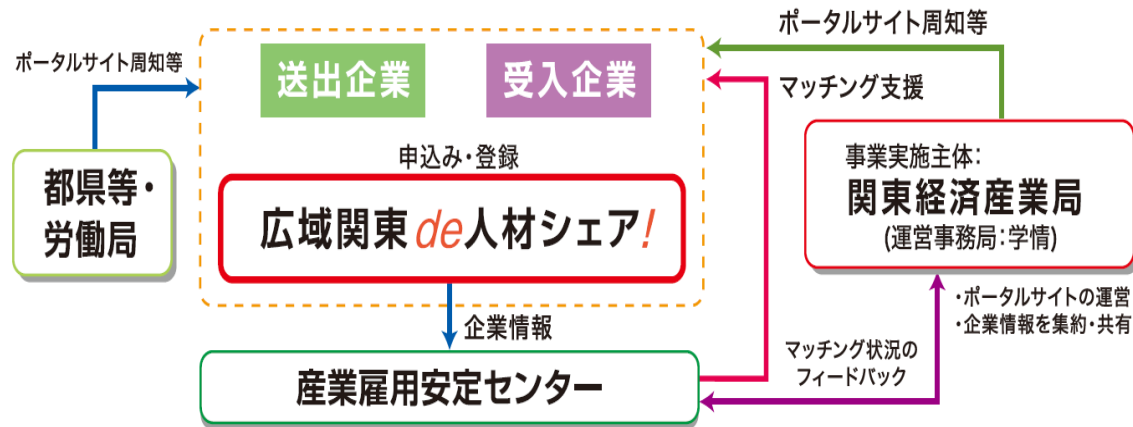
令和4年2月

経済産業省関東経済産業局

1. 人材シェアマッチング事業（広域関東de人材シェア！）について

- 関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトにおいて、在籍型出向の周知等を実施。
- これまでに、本ポータルサイトから合計26件（326名）のマッチングが成立。
(令和4年2月8日時点)
- 送出企業は、宿泊業、飲食店、旅行業を中心としたサービス業が半数以上を占めている一方、受入れ業種は、製造業、サービス業を中心に多岐にわたっている。

「広域関東de人材シェア！」の支援スキーム



※広域関東圏(1都10県):茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
※本支援の対象は、産業雇用安定センターが支援可能な案件に限ります。

「広域関東de人材シェア！」URL
<https://kanto-share.meti.go.jp/>

【参考】マッチング成立実績 ①

合計 26件 326名 (令和4年2月8日時点)

	人数	送出	都県名	受入	都県名
1	5名	製造業	栃木県	製造業	東京都
2	1名	製造業	—	製造業	静岡県
3	3名	サービス業（旅行業）	東京都	自治体（川崎市）	神奈川県
4	2名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県
5	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県
6	32名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県
7	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（埼玉県）	埼玉県
8	10名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
9	8名	サービス業	大阪府	製造業	東京都
10	24名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
11	11名	サービス業	東京都	サービス業	東京都
12	2名	サービス業	東京都	運輸業	東京都
13	2名	サービス業	東京都	情報通信業	東京都

【参考】マッチング成立実績 ②

	人数	送出	都県名	受入	都県名
13	2名	サービス業	東京都	情報通信業	東京都
14	1名	サービス業	東京都	製造業	福岡県
15	2名	宿泊業・飲食サービス業	埼玉県	学術研究、専門・技術サービス業	埼玉県
16	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都
17	20名	製造業	東京都	小売業	神奈川県
18	20名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県
19	30名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
20	6名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都
21	8名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県
22	1名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	製造業	東京都
23	1名	製造業	栃木県	製造業	東京都
24	114名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	サービス業	東京都
25	1名	物品賃貸業	神奈川県	サービス業	東京都
26	1名	物品賃貸業	神奈川県	物品賃貸業	神奈川県

【参考】マッチング企業からのコメント

■ 送出企業側のコメント

① 宿泊業 → サービス業

- ・従業員の出向にあたり、産業雇用安定助成金を活用できたのは良かった。
- ・特に、就業地がほぼ変わらない近隣の企業へ出向できたので、従業員の負担が少なかった。

② 旅行業 → サービス業

- ・小規模の旅行会社であるが、産業雇用安定センターの仲介で出向先が決まり感謝。
- ・産業雇用安定センターには継続して支援いただけるので有難い。

■ 受入企業側のコメント

① サービス業 ← 宿泊業

- ・出向者全員が業務に慣れ、大変活躍されており助かっている。
- ・仕事が忙しい時期に在籍型出向を活用して人員が確保できたことに感謝。

② 製造業 ← 宿泊業

- ・初めての外部からの出向受入で不安もあったが、それを払拭するような良質な人材であった。
- ・追加での出向受入も検討中。

③ サービス業 ← サービス業

- ・産業雇用安定センターの紹介で、多くの人材を出向で初めて受入れたが、出向者の質が良いことに驚いている。出向元企業が出向についての説明会を開催するなど丁寧な意識付けを行っていることと、両社の人事部門同士のコミュニケーションが良く取れていることが理由かと思われる。送出元企業は社員を大事にしていると感じる。
- ・受入側としては、人材不足をカバーでき感謝。既存の社員にも良い刺激になっている。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

調査概要

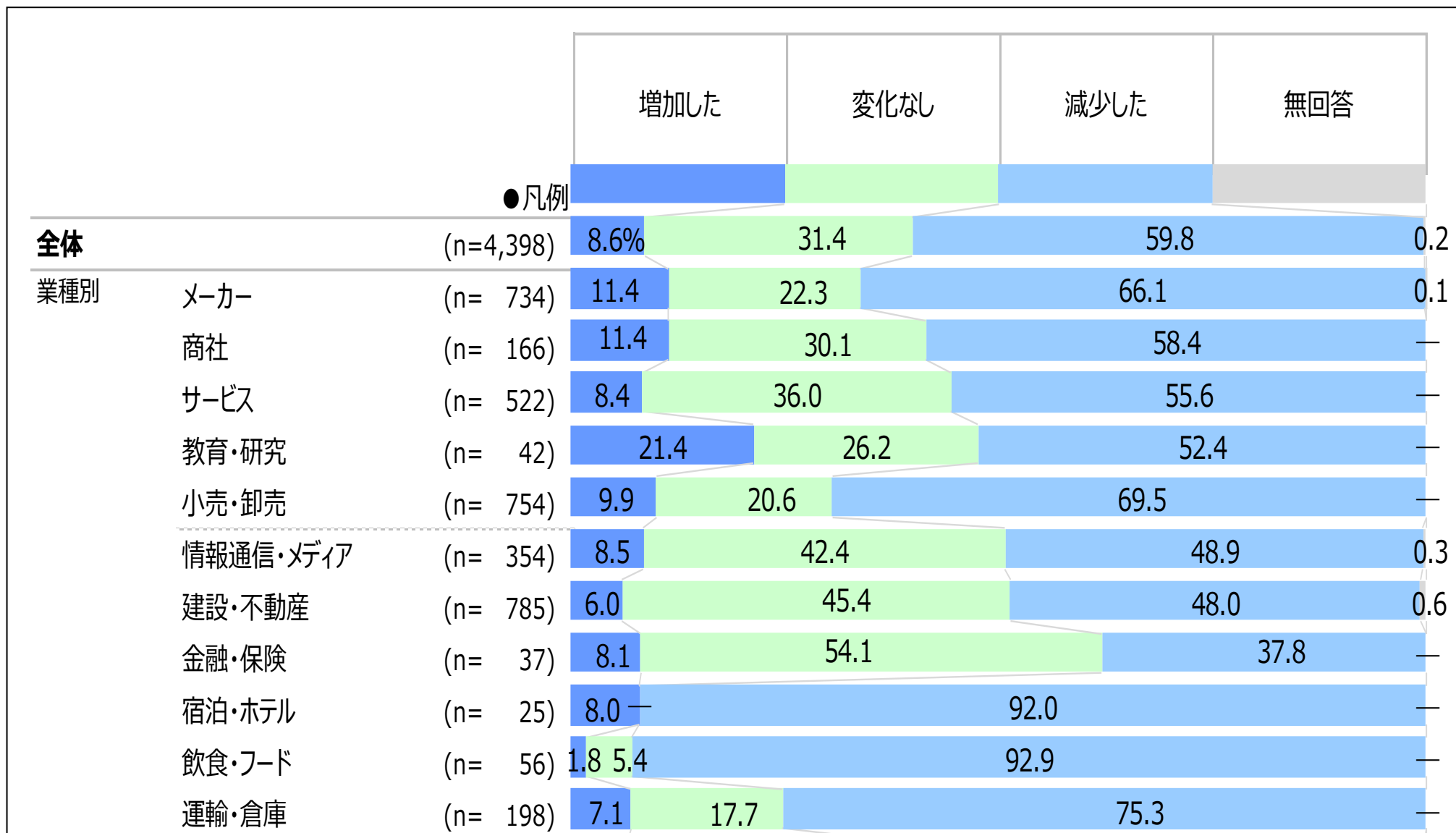
- 調査目的：
関東経済産業局管内における中小企業・小規模事業者の新型コロナウイルス感染症の影響下における人材の採用状況と人材ニーズ等を把握する。
※関東経済産業局管内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の1都10県
- 調査対象企業：関東経済産業局管内の中小企業・小規模事業者
- 調査期間：令和3年6月21日～令和3年7月14日
- 有効回答数：4,398件

結果概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大による事業の売上は、「増加した」が9%、「変化なし」が31%、「減少した」が60%。
- 現在の人材の充足状況は、人材が不足（「かなり不足・やや不足」）と回答した企業が60%。「過不足はない」が33%、過剰（「やや過剰・かなり過剰」）が6%。
- 在籍型出向の仕組みを「知っている」企業は23%。「聞いたことはあるが内容を知らない」が32%、「知らない」が44%。
- 認知している在籍型出向の支援制度は「雇用調整助成金」(30%)が最も高い。「支援制度を知らない」企業は57%に及ぶ。
- 人材シェアマッチング事業への参加意向は、「在籍型出向による人材の送出しに関心がある」が2%、「在籍型出向による人材の受入れに関心がある」が6%。「興味はあるがまず説明を受けたい」が16.8%、「興味はない」が73%。

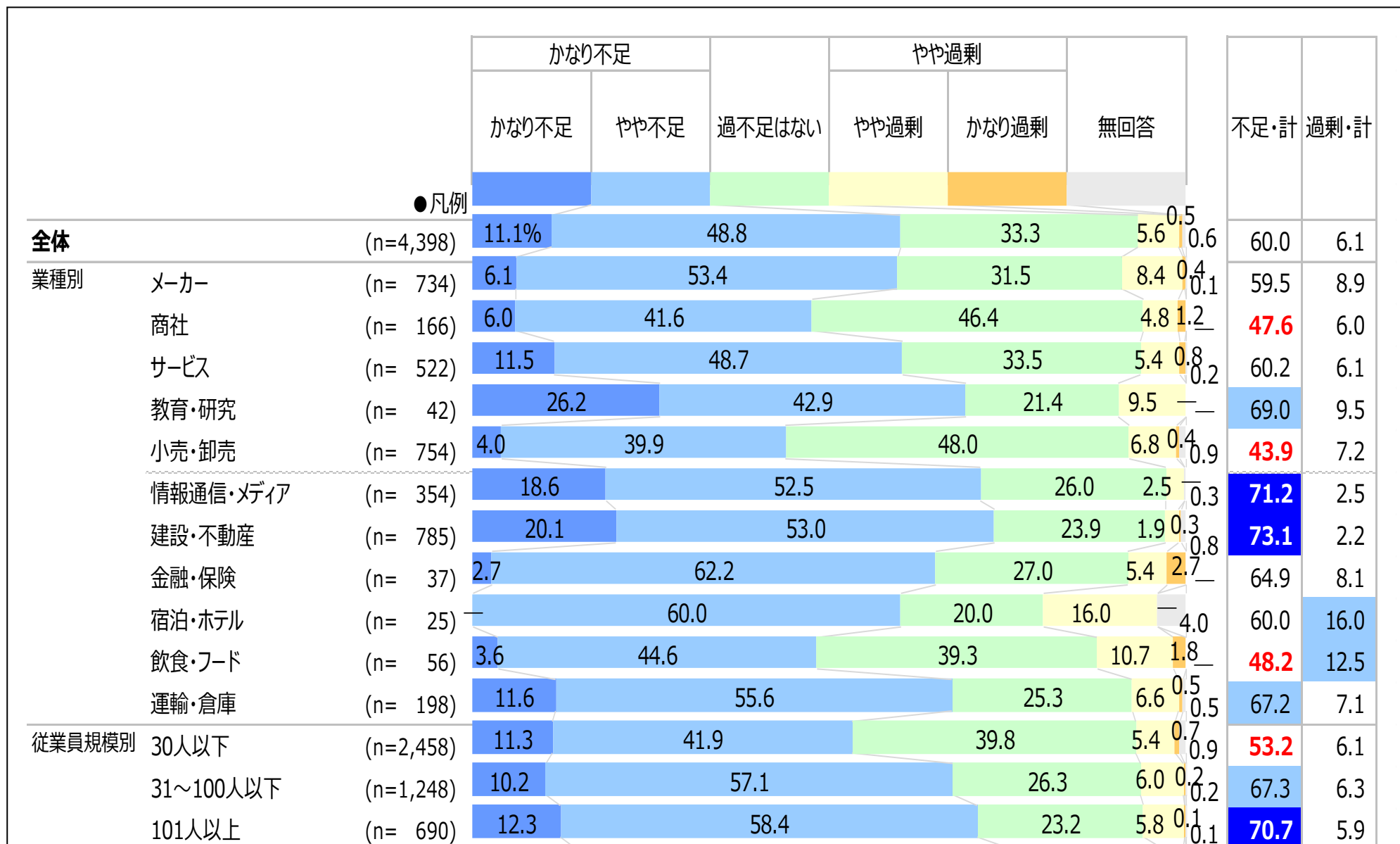
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

①事業の売上への影響



3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

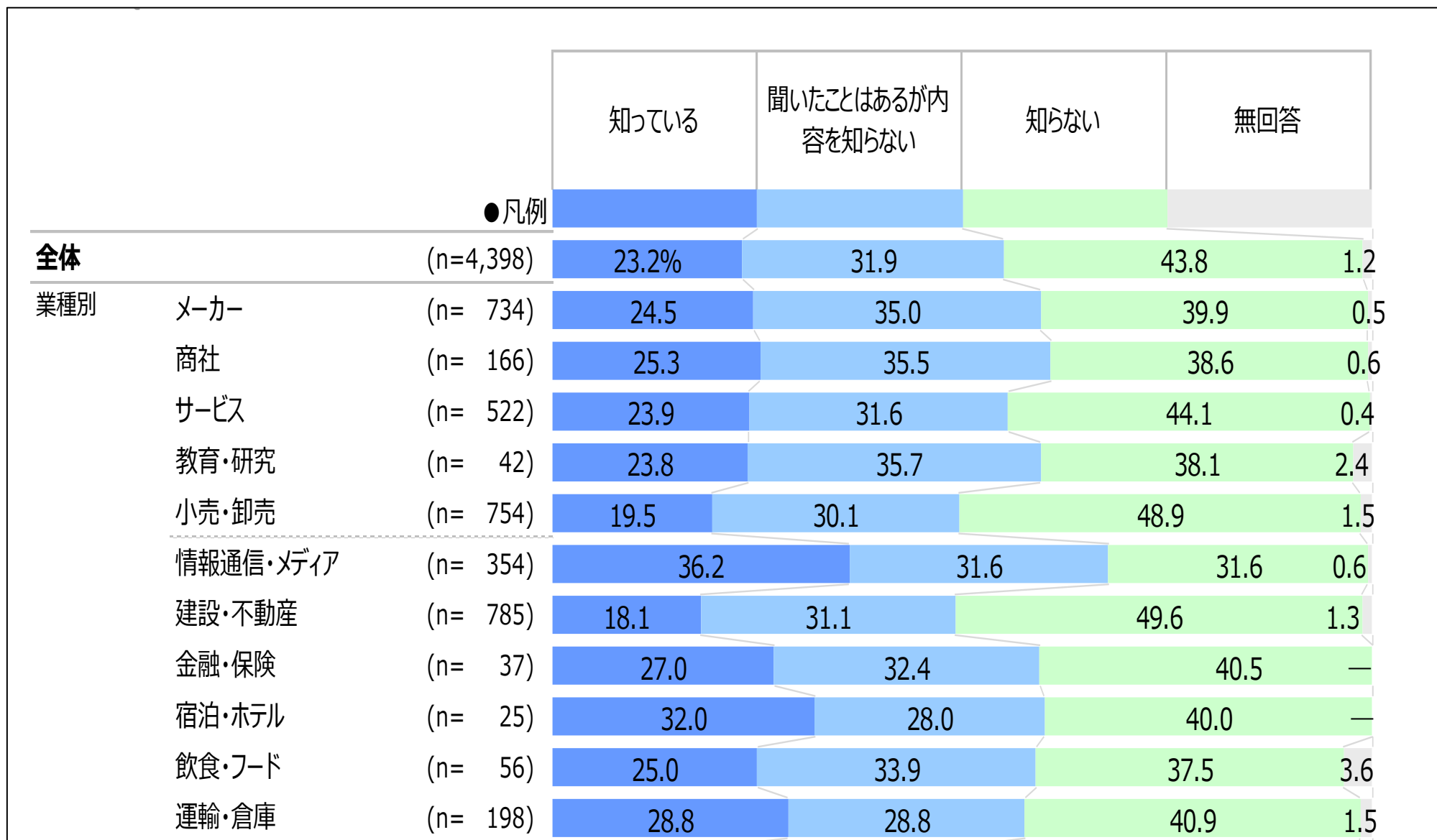
②現在の人材の充足状況



出典：令和3年度関東経済産業局「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」中小企業向けアンケート調査

3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

③在籍型出向制度に関する認知度



3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

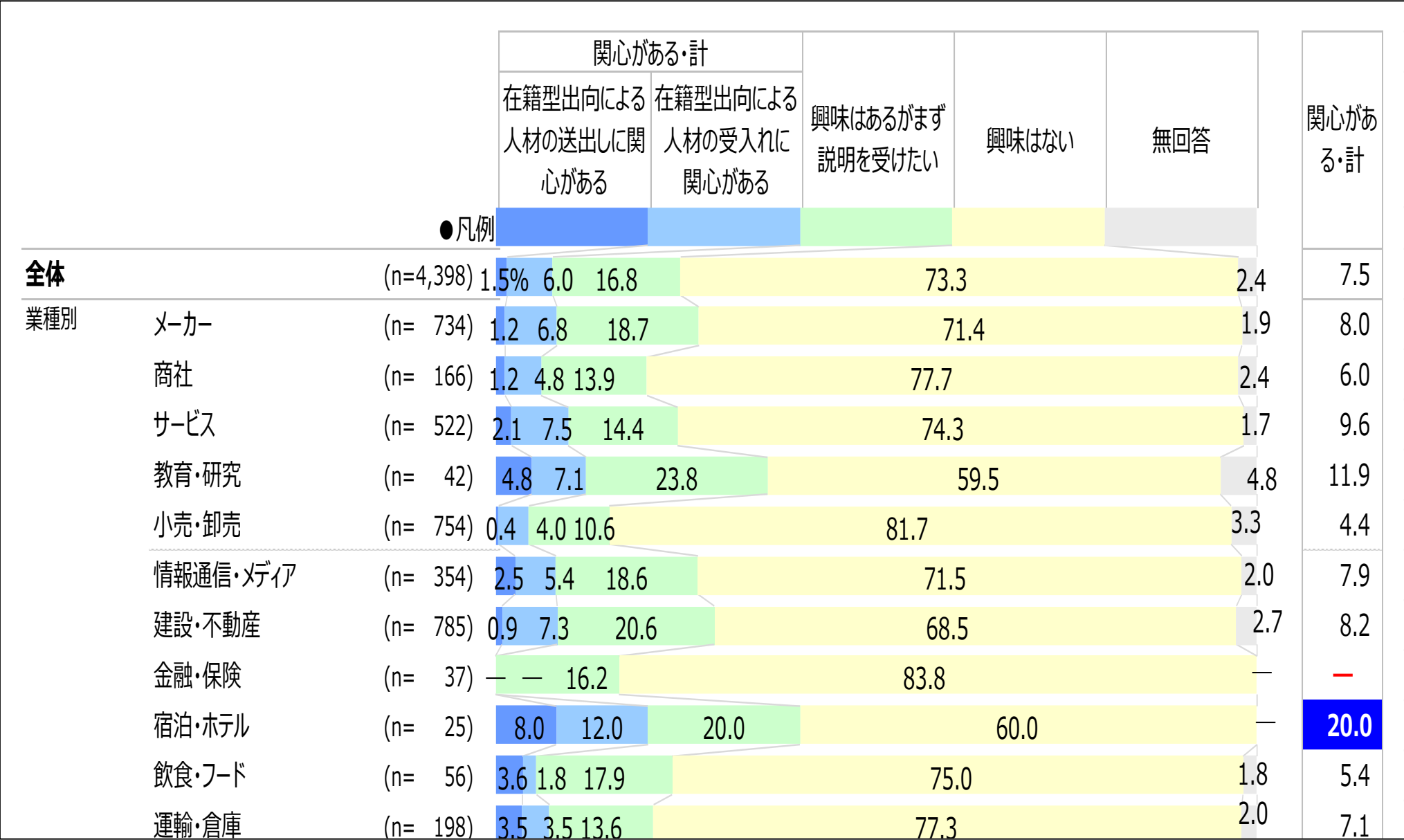
④ 認知している在籍型出向の支援制度

			雇用調整助成金	産業雇用安定助成金	人材確保等促進税制	プロフェッショナル人材事業	支援制度を知らない	無回答
全体		4,398	30.2	14.9	7.2	6.9	57.3	4.8
業種別	メーカー	734	33.5	17.8	7.9	11.6	54.6	3.3
	商社	166	28.3	14.5	6.6	3.0	61.4	3.0
	サービス	522	31.6	16.5	7.7	6.3	56.7	3.8
	教育・研究	42	33.3	11.9	9.5	4.8	57.1	2.4
	小売・卸売	754	27.5	11.8	5.3	5.7	57.2	7.8
	情報通信・メディア	354	33.3	17.5	10.2	7.9	56.5	2.3
	建設・不動産	785	25.9	11.6	6.9	6.5	62.2	4.7
	金融・保険	37	24.3	10.8	2.7	5.4	70.3	2.7
	宿泊・ホテル	25	48.0	20.0	—	4.0	44.0	—
	飲食・フード	56	33.9	19.6	1.8	5.4	46.4	7.1
	運輸・倉庫	198	40.4	20.2	10.1	4.0	47.0	4.5

出典：令和3年度関東経済産業局「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」中小企業向けアンケート調査

3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係るアンケート結果について

⑤人材シェアマッチングの参加意向



4. 在籍型出向に関するオンライン説明会の開催について

- 在籍型出向活用に向けた企業への一層の周知を図るため、東京労働局及び公益財団法人産業雇用安定センター東京事務所と連携し、管内企業向け「在籍型出向オンライン説明会」を10月13日に開催。

<開催結果概要>

- 日 時：令和3年10月13日（木）14:00～15:30（オンライン）
※説明会当日の録音データはYouTube（METIチャンネル）にて配信中。
 - ①https://www.youtube.com/watch?v=FiEf_ee0vcc
 - ②<https://www.youtube.com/watch?v=LwEvqhBY1aw>
 - ③<https://www.youtube.com/watch?v=b9SP8HO0ZFo>
- 対 象 者：在籍出向に関心のある企業・団体・支援機関等
- 参加者数：102名（企業は、製造業、サービス業等の参加者が多数。）
- 参加者アンケートの結果：
 - ・参加者の約8割が「満足」または「やや満足」と回答。
 - ・過半数の企業が「在籍型出向による受入もしくは送出を検討したい」と回答。
 - ・説明会終了後、参加企業より7件の支援申し込みあり。
- 参加者からの主な御意見：
 - ・在籍型出向や助成金についての理解が深まった。
 - ・助成金については、手続き等をもう少し分かりやすく簡単なものにしていただきたい。
 - ・オンライン開催は非常に効率的であり、今後の説明会でも継続していただきたい。

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置①

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度とした上で、延長する。

改正概要

<赤字が主な改正箇所>

旧制度 (中堅・大企業向け賃上げ税制)

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額
が前年度より**3%**以上増加

かつ

【通常要件②】
国内設備投資額
が減価償却費の95%以上

【措置内容】
✓ 雇用者給与等支給額の増加額の**15%**
を税額控除

【上乗せ要件】
教育訓練費
が過去2年度平均より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

現行制度 (令和3年4月1日～令和5年3月31日) (人材確保等促進税制)

【通常要件】
新規雇用者 (新卒・中途) 給与等支給額
が前年度より**2%**以上増加

【措置内容】
✓ **新規雇用者給与等支給額 (※) の15%**
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
が前年度より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置② 令和4年4月より適用

賃上げ促進税制(所得税・法人税・法人住民税(大企業は事業税))

見直し・延長

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け(資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***

or

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

大企業向けの
詳細情報はこちら



※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること」が必要

<中小企業向け(資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***



教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



本紙内容は令和3年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。
詳細情報につきましては、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和4年5月頃を目途に上記HPに公表致します。

用語の説明

※1 給与等支給額

国内雇用者(法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。)に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与所得)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※2 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

※3 継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け】

継続雇用者(前事業年度及び適用年度の全ての月の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。)に対する給与等支給額をいいます。

※4 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

※5 中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

・ 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人

・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農林協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

本紙内容は令和3年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。
詳細情報につきましては、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和4年5月頃を目途に上記HPに公表致します。

【各種お問い合わせ先】

●「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトについて

【人材シェアマッチング事業運営事務局】

株式会社学情

電話番号：03-3593-1512

E-mail：kanto-jinzai@gakujo.ne.jp

●本事業全般について

関東経済産業局 地域経済部 社会・人材政策課

担当：窪木、中村、奥野

電話番号：048-600-0274

E-mail：kanto-syajin@meti.go.jp

●人材確保等促進税制について

【税制サポートセンター】

電話番号：03-6206-6588

受付時間：平日（祝日除く）9:00～12:00、13:00～17:30